次の算式によつて算定した額

算式

Ｈ×0.984×0.75－Ｉ×0.984×0.75

Ｈ×0.984×0.75及びＩ×0.984×0.75に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

Ｈ　［略］

Ｉ　［略］

4　法人税割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

（Ａ×α＋Ｂ）×0.75

算式の符号

［略］

α　1.00

［二・三　略］

5　利子割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

｛（Ａ×0.05－Ｂ）×1.13｝×0.75－（Ｃ×1.21）×0.75

［略］

［二　略］

三　前年度以前の年度における前号の額について総務大臣が修正すべきものと認めた額

［略］

6　配当割に係る基準税額は、次に定めるところによつて算定した額とする。

算式

｛（Ａ×0.05－Ｂ）×α｝×0.75－（Ｃ×β）×0.75

算式の符号

［略］

α　1.254

β　1.253

7　株式等譲渡所得割に係る基準税額は、次に定めるところによつて算定した額とする。

算式

｛（Ａ×0.05－Ｂ）×α｝×0.75－（Ｃ×β）×0.75

算式の符号

［略］

次の算式によつて算定した額

算式

Ｉ×0.982×0.75－Ｊ×0.982×0.75

Ｉ×0.982×0.75及びＪ×0.982×0.75に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

Ｉ　［同左］

Ｊ　［同左］

4　法人税割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

（Ａ×α＋Ｂ）×0.75

算式の符号

［同左］

α　1.09

［二・三　同上］

5　利子割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

｛（Ａ×0.05－Ｂ）×1.00｝×0.75－（Ｃ×1.11）×0.75

［同左］

［二　同上］

［新設］

6　配当割に係る基準税額は、次に定めるところによつて算定した額とする。

算式

｛（Ａ×0.05－Ｂ）×α｝×0.75－（Ｃ×β）×0.75

算式の符号

［同左］

α　0.932

β　0.932

7　株式等譲渡所得割に係る基準税額は、次に定めるところによつて算定した額とする。

算式

｛（Ａ×0.05－Ｂ）×α｝×0.75－（Ｃ×β）×0.75

算式の符号

［同左］